

厚生労働省  
東京労働局発表  
平成30年11月30日

担 当	東京労働局労働基準部監督課
	課長 高橋 仁
	主任監察監督官 白浜 弘幸
	電話 03-3512-1612

## ベストプラクティス企業への職場訪問を実施しました

～ 東京労働局長が平賀機械工業株式会社を訪問 ～

東京労働局（局長 前田芳延）では、「過重労働解消キャンペーン」の一環として、11月22日（木）、長時間労働の削減に向けて積極的に取り組む企業（ベストプラクティス企業）への職場訪問を実施しました。

今回は、中小企業で積極的な取組が行われている事例として、平賀機械工業株式会社（東京都大田区・機械器具製造業）を訪問し、代表取締役社長 平賀淳夫氏から、長時間労働の削減に向けた取組についてご説明いただきました。

### 取組の概要

#### ①社長による社員に対する意識改革

「無理をして長く働くとかえって効率が悪くなる。ミスが増える。」ということで、社長自らが毎月繰り返して長時間労働の禁止を指示し、社員一人ひとりに意識付けを行っている。

#### ②ノー残業デーの導入

平成3年から毎週水曜日を「ノー残業デー」に指定し、徹底を図っている。

#### ③連続休暇制度の導入

②と同じ頃から、ゴールデンウィーク・夏季・年末年始において、1週間以上の連続休暇制度を導入し、定着させている。

#### ④労働時間を意識した受注管理

「長時間労働が発生しないか」を受注の判断要素の一つとし、恒常的に残業が続くような受注を控えている。

場合によっては、取引先と交渉し、理解を得て発注時期を調整してもらうなど受注管理をコントロールしている。

#### ⑤生産計画に基づく工程管理と作業工数の適正配分

毎週の会議において最新の受注と生産進捗状況を共有し、生産計画を見直し、各部署の連携を図っている。

残業時間を意識して作業工数の割り振りを行うなどによって作業工程を管理している。

その後、平賀社長のご案内により、設計室・製造工場を視察し、工場では製造部責任者から、生産計画に基づく工程管理など長時間労働削減のための取組内容などについてご説明いただきました。



平賀社長（右）から取組事例について説明を受ける前田労働局長（左）



工場を視察し、製造部責任者から説明を受ける前田労働局長（中央）

これらの取組の結果、時間外労働（残業）時間は労使協定（特別条項はなし）で定める限度時間の範囲内におさまっています。

また、職場には長時間労働をしないとの意識が定着しており、社員からは、「翌日に疲れを残さずに効率よく働ける」、「家族との時間が取れるようになった」との声が聞かれました。

平賀機械工業株式会社では、「社員の健康が第一」、「長時間労働をさせない」というトップの方針の下、発注者の理解も得つつ、自社の実情に合わせた工夫した取組を行うことにより、中小企業においても長時間労働の削減に積極的に取り組まれています。

東京労働局では、今後も長時間労働の削減に向け、このような取組を広く紹介していきます。